

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百二十七号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第六十五条まで（現行のとおり）</p> <p>（使用料等の減免等）</p> <p>第六十六条 幼稚園（特別支援学校の幼稚部及びこれに準ずるものを含む。）の園児、小学校（特別支援学校の小学部及びこれに準ずるものを含む。以下同じ。）の児童又は中学校（特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずるものを含む。以下同じ。）の生徒が、正規の教課のため、教員に引率されて自然公園施設を使用する場合において、これに付添いの写真師が、当該団体の記念撮影をする場合、知事は、条例第六十三条第一項の規定により、その写真撮影のための占用料の全部を免除することができる。</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>第六十七条から第六十九条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一及び別表第二（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第六十五条まで（略）</p> <p>（使用料等の減免等）</p> <p>第六十六条 幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部並びにこれらに準ずるものを含む。）の園児、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部並びにこれらに準ずるものを含む。以下同じ。）の児童又は中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部、中等教育学校の前期課程並びにこれらに準ずるものを含む。以下同じ。）の生徒が、正規の教課のため、教員に引率されて自然公園施設を使用する場合において、これに付添いの写真師が、当該団体の記念撮影をする場合、知事は、条例第六十三条第一項の規定により、その写真撮影のための占用料の全部を免除することができる。</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第六十七条から第六十九条まで（略）</p> <p>別表第一及び別表第二（略）</p>

別表第三（第四十六条関係）

一 土地の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大島公園	一平方メートル一月	六円
東京都立八丈植物公園	一平方メートル一月	三十六円
東京都立小峰公園	一平方メートル一月	九十五円
東京都立奥多摩湖畔公園	一平方メートル一月	十六円
東京都立羽伏浦公園	一平方メートル一月	五円
東京都立多幸湾公園	一平方メートル一月	二円

二 建物の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大島公園二号売店	一月	二千六百元
東京都立八丈植物公園売店	一月	九千百元

別表第三（第四十六条関係）

一 土地の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大島公園	一平方メートル一月	七円
東京都立八丈植物公園	一平方メートル一月	二十七円
東京都立小峰公園	一平方メートル一月	九十一円
東京都立奥多摩湖畔公園	一平方メートル一月	二十二円
東京都立羽伏浦公園	一平方メートル一月	四円
東京都立多幸湾公園	一平方メートル一月	二円

二 建物の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大島公園一号売店	一月	三万八百元
東京都立大島公園二号売店	一月	四千三百円
東京都立八丈植物公園売店	一月	一万五百円

別表第四（第五十六条関係）

鉄塔	電線				水道管、 下水道管、 ガス管			標識	電柱		種別	単位	占用料		
	地下電線				電線	外徑四十センチメートル未満のもの	外徑四十センチメートル以上一メートル未満のもの		外徑四十センチメートル以上一メートル未満のもの	一本一月			一本一月	市	町村
	外徑四十センチメートル未満のもの	上メートル	チメートル以上	外徑四十センチメートル以上											
一平方メートル トル一月	九十一円	九十一円	四十五円	十八円	九十一円	四十五円	十八円	七十一円	百二円	四円	四円	四円	四円		

別表第四（第五十六条関係）

鉄塔	電線				水道管、 下水道管、 ガス管			標識	電柱		種別	単位	占用料		
	地下電線				電線	外徑四十センチメートル未満のもの	外徑四十センチメートル以上一メートル未満のもの		外徑四十センチメートル以上一メートル未満のもの	一本一月			一本一月	市	町村
	外徑四十センチメートル未満のもの	上メートル	チメートル以上	外徑四十センチメートル以上											
一平方メートル トル一月	百十六円	百十六円	五十八円	二十二円	百十六円	五十八円	二十二円	九十二円	百五十六円	六円	六円	六円	八円		

別記第一号様式から第五十二号様式まで (現行のとおり)

変圧塔、マンホールの類	一箇所一月	九十二円	四円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	一箇所一月	三十六円 一円
公衆電話所	一箇所一月	九十二円	四円
	地下の占用物件	地上露出部分 一平方メートル トル一月	九十二円 四円
高架の占用物件	地上露出部分 一平方メートル トル一月	四十五円	二円
	地下部分	四十五円	二円
天体、気象又は土地の観測施設	一平方メートル トル一月	四十五円	二円
	一月	九十二円	四円
写真撮影のための常時占用	撮影機一台 一月	七百二十八円	
	写真撮影 一時間	十二円	
写真撮影のための臨時的な占用	映画、テレビ及びビデオの撮影	千百三十七円	
	競技会、集会等	三円	三円
その他の占用	一平方メートル トル一日	三円	三円
	その他の場合	三円	一円

付記

- 一 写真撮影に伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。
- 二 競技会、集会等とは、競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する催しをいい、その催しのために設けられる仮設工作物を含む。

別記第一号様式から第五十二号様式まで (略)

変圧塔、マンホールの類	一箇所一月	百十六円	六円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	一箇所一月	四十六円 二円
公衆電話所	一箇所一月	百十六円	六円
	地下の占用物件	地上露出部分 一平方メートル トル一月	百十六円 六円
高架の占用物件	地上露出部分 一平方メートル トル一月	五十八円	三円
	地下部分	五十八円	三円
天体、気象又は土地の観測施設	一平方メートル トル一月	五十八円	三円
	一月	百十六円	六円
写真撮影のための常時占用	撮影機一台 一月	九百円	
	写真撮影 一時間	十四円	
写真撮影のための臨時的な占用	映画、テレビ及びビデオの撮影	千四百五十円	
	競技会、集会等	三円	三円
その他の占用	一平方メートル トル一日	三円	三円
	その他の場合	三円	一円

付記

- 一 写真撮影に伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。
- 二 競技会、集会等とは、競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する催しをいい、その催しのために設けられる仮設工作物を含む。